

NEWS RELEASE

令和7年8月27日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 仲田 裕之

「相続定期預金」の取扱開始について

株式会社栃木銀行(取締役頭取 仲田 裕之)は、令和7年9月1日(月)より「相続定期預金」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

本商品は、個人のお客さまを対象に、相続により引き継がれた大切なご資産を特別な金利でお預かりするものです。

当行は、今後もお客さまの暮らしに寄り添った商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 商品名称
相続定期預金

2. 取扱開始日
令和7年9月1日(月)

3. 商品概要

対象となる方	個人のお客さま(個人事業主の方は対象となりません)
お申込み方法	当行窓口
預入金額	100万円以上(「相続により取得されたご資金」の範囲内)
預入期間	6ヶ月(自動継続型)
適用金利	店頭表示金利+年0.15% ※上記上乗せ金利は令和7年9月30日(火)までの適用となります。 10月1日以降の金利は当行ホームページにてご案内いたします。
適用条件	金融機関での相続手続き完了後1年以内で、相続により引き継がれたご資金であることが条件となります。(当該資金が相続資金であることの確認資料をご提示いただきます。)

※上記の特別金利は初回満期日までの適用となります。自動継続後は継続日時点のスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利を適用させていただきます。

※2025年8月27日現在の店頭表示金利は0.225%です。

※商品詳細は、添付チラシをご確認ください。

以上

NEWS RELEASE

相続により預金等をお受取りになられた方に

想いと資産をつなげていく

相続定期預金のご案内

円定期預金 預入期間:6ヶ月 初回特別金利

店頭表示金利 **＋年0.15%**

[税引後 年0.1195275%]

上記上乗せ金利は、初回満期日までの適用となります。

上記金利でのお取り扱い期間:2025年9月1日(月)~2025年9月30日(火)

※2025年10月1日(水)以降の金利は当行ホームページ等にてご案内します。

ご利用いただける方

金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により引き継がれたご資産を原資として、当行にお預け入れくださる個人のお客さま。個人事業主の方は除きます。

※当行以外の金融機関で相続手続きを行い取得されたご資金も対象となります。

※当行で新たに口座開設をお申込みいただく際、お住まいやご勤務先の所在地によってはお申込みをお断りさせていただく場合があります。

(注) 必要書類やご留意事項は裏面をご覧ください。

お預け入れ金額

100万円以上
(お受取りになられたご相続財産の範囲内)

お預け入れ方法

窓口でのお預け入れに限らせていただきます。

※ATMやとちぎんアプリ・インターネットバンキングでのお預け入れは対象外です。

NEWS RELEASE

お手続きについて

●お申込み時に、①～③を確認できる書類のご提出をお願いします。

① 相続手続きが完了した時期

② 相続人であること

③ お預け入れ原資が相続により引き継いだものであること

必要書類

- ①本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ②お届け印
- ③現預金を受けられた日付が確認できる書類
(例 金融機関に提出された相続手続き依頼書の写し、被相続人名義の解約済通帳や計算書などの写し)
- ④お預け入れされる方が相続人であることが確認できる書類
(例 戸籍謄本の写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)、遺産分割協議書の写し)
- ⑤相続により受け取られた預貯金の金額が確認できる書類
(例 被相続人名義の解約済通帳や計算書などの写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの) 遺産分割協議書の写し)

●初回満期日までのお受取り利息計算例

例えば「スーパー定期」に500万円を6ヶ月もの店頭表示金利0.225%のときにお預け入れの場合、お受取り利息(税引後)は次の通りです

お預け入れ期間 6ヶ月(180日と仮定)

- $500\text{万円} \times (0.225\% + 0.15\%) \times 180\text{日} \div 365\text{日} = 9,246\text{円}$ (税引前利息)
- $9,246\text{円} \times 15.315\% = 1,416\text{円}$ (国税) $9,246\text{円} \times 5\% = 462\text{円}$ (地方税)
- $9,246\text{円} - (1,416\text{円} + 462\text{円}) = 7,368\text{円}$ (税引後利息)

※税率は復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。

※お預け入れ日によってお預け入れ日数は増減しますので、実際のお利息は上記試算とは異なる場合があります。

名称	相続定期預金
お申込み期間	2025年9月1日(月)～2025年9月30日(火)
ご利用いただける方	個人のお客さま(個人事業主の方は除きます) 金融機関(当行以外の金融機関含む)での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人の方 ※ご契約の際、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続きであること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 ※詳細は上記にてご確認ください。
お申込み方法	当行窓口
対象となる定期預金	スーパー定期預金・大口定期預金
お預け入れ金額	100万円以上 ・相続手続きによりお受取りになられた相続財産の範囲内となります。 ※死亡保険金を含みます。
適用金利	店頭表示金利+年0.15%(上乗せ金利税引後年0.1195275%) ※2025年8月18日現在の店頭表示金利は0.225%です。
預入期間	6ヶ月(自動継続型)
中途解約時のお取扱い	特別金利は適用されず、当行所定の中途解約利率を適用します。
税金	20.315%の源泉分離課税
預金保険	預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
留意事項	・自動継続型のみのお取扱いとなります。 ・満期日以降は、満期日時点のスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利が適用されます。 ・とちぎんアプリ、とちぎんダイレクト、ATMではお申込みいただけません。 ・当行で新たに口座開設いただく場合、お住まいやご勤務先の所在地によってはお申込みをお断りさせていただく場合があります。 ・取扱い期間中であっても、金利環境の変化等により、予告なく内容・条件を変更したりお取扱いを中止する場合があります。 ・商品概要説明書は、店頭にご用意しております。

当行の苦情処理措置及び紛争解決装置(以下の機関を利用)

- 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室
電話番号/0570-017109または03-5252-3772
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号/0120-64-5005
- 受付日(共通)/平日(月～金) ※銀行休業日を除く ■受付時間(共通)/9:00～17:00

お問合せは
こちら

電話番号 0120-29-6043
受付時間 平日(月～金)9時～17時 ※銀行休業日を除きます。

2025年9月1日現在

来店予約で
優先的にご案内

